

福岡市屋台選定委員の義務に関する規定等について

1 委員の就任期間

平成28年8月10日～平成31年8月9日（3年間）

2 委員の義務に関する規定

福岡市屋台基本条例第28条第4項
（福岡市屋台選定委員会）

- 委員は、職務上知ることができる秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

3 その他

応募者の接触禁止の規定

○ 内 容

選定委員会の委員、本市事務局職員及び関係課職員に対して、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。屋台営業にあたって必要な許可の基準に関する事など法令遵守のための必要な相談等については、この限りではありません。

○ 適用開始

平成28年9月12日公募後